

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について
－事務ガイドライン－（第3部 証券投資顧問業者の監督関係）（1/1）

現 行	改 正 後
<p>2-7 顧客情報の管理体制</p> <p>投資顧問業者は、法第21条等の趣旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。</p>	<p>2-7 顧客情報の管理体制</p> <p><u>2-7-1 適正な顧客情報の管理</u> 投資顧問業者は、法第21条等の趣旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。 <u>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要があることに留意するものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>2-7-2 規則第26条第4号及び第29条の2第5号について</u> <u>規則第26条第4号及び第29条の2第5号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>2-7-3 規則第26条第5号及び第29条の2第6号について</u> <u>規則第26条第5号及び第29条の2第6号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p>